

保険金請求時に御提出いただく書類のリスト

## 輸出等不能事故の場合

※ここでは貿易一般保険(個別)を例に説明します。

提出書類	備考
1. 保険金請求書	別紙様式による保険金請求書、証券番号・事故発生日・事故確定日毎に作成
2. 損失額を確認できる書類	(1) 損失額の算出根拠等 ① 供給契約を証する書類 ② 既支出費用を証する書類(製造原価計算書、ライセンス契約料等) (2) 貨物の処分・保全に要した費用等 ① 貨物の処分を証する書類(廃棄証明書等) ② 貨物の処分のために要した費用を証する書類 ③ 貨物を船積国以外の国に転売した場合は以下の書類 (イ) 当該貨物の船積を証する書類(船荷証券、インボイス) (ロ) 転売に係る契約書等 (ハ) 倉庫保管料、運送費用又は加工等を行った場合には当該加工費用等 ④ 在庫証明書、入出庫証明書 (3) 保険金請求までに入金がなされている場合は、入金を確認できる書類(銀行が発行する入金の確認可能な書類等)
3. 輸出契約等の成立及び内容を確認できる書類	(1) 輸出等契約書、発注書等の書類の写し(契約当事者双方のサインを確認できるもの) (2) 個別契約の他に別途基本契約等がある場合は、当該契約書の写し (3) 輸出契約等の変更が行われた場合は、変更後の契約書の写し
4. 保険事故を確認できる書類	(1) 非常危険の場合 ① 規制及び措置に関する法令等 ② ローカル・デポジットの証明書の写し、外貨割当申請書の写し ③ 戦争、自然災害等の事実を報道した新聞記事の写し ④ その他日本貿易保険が特に認める書類 (2) 信用危険の場合 ① 契約キャンセルによるキャンセルレター等 ② 破産手続開始の決定については、現地裁判所の公告、破産管財人の決定等、手続きの開始を証明する書類の写し ③ 破産手続開始の決定に準ずる場合は、当該公的機関が支払不能

	<p>の事実を明らかにした書類の写し(会社更生手続、民事再生手続、特別清算手続又は当該国その他の外国の法令に基づく制度上これらに準ずる手続開始の決定については、現地裁判所の公告等手続の開始を証する書類の写し)</p>
<p>5. 損失防止軽減義務の履行を確認できる書類</p>	<p>以下に掲げる主な損失防止軽減措置を実施したことを証する書類の写し</p> <p>①輸出契約等の相手方に対し損害賠償請求権を行使可能な場合には権利行使し、督促を行ったことを証する書類</p> <p>②輸出契約等の相手方について破産手続、会社更生手続、民事再生手続、特別清算手続又は当該国その他の外国の法令に基づく制度上これらに準ずる手続が開始された場合は、債権届出を証する書類及び(もしあれば)届出債権の認否を確認できる書類</p> <p>③転売を図り損失を軽減させたことを証する書類</p>
<p>6. 保険証券又は保険契約台帳</p>	<p>(1)質権者又は譲渡担保権者が請求する場合には、保険証券又は保険契約台帳の原本</p> <p>(2)上記(1)において契約変更や保険期間の延長等により、変更証券が発行された場合は、当該証券の原本</p>
<p>7. 質権者又は譲渡担保権者からの委任状又は同意書</p>	<p>質権又は譲渡担保が設定されており、当該質権者又は譲渡担保権者以外の者が請求者である場合は、当該質権者又は譲渡担保権者からの委任状又は同意書</p>

注:ただし、上記提出書類は日本貿易保険が認めた場合に限り他の書類で代替することができる。